

事務連絡
令和4年1月20日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の更なる流行を踏まえた事業の継続について(御依頼)

日頃より建築物衛生行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨今のオミクロン株の流行を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の三(10)3④においては、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。」とされており、この「事業の継続が求められる事業者」には、ビルメンテナンスが含まれています。また、貴協会が策定された「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月29日策定、令和3年10月14日改定)においても、「ビルメンテナンス業務を継続して提供できるよう、各施設のビルオーナーと連携を図り、各施設の実情に合わせた仕様や作業内容・計画の見直し、各事業者の実情に合ったマニュアル等の整備を徹底されたい。」とされています。

これらを踏まえ、社会の安定の維持の観点から、業務継続計画の再点検を行う等について、貴協会の会員企業の皆様に周知いただきますようお願いいたします。なお、先般周知したとおり、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱となっていることを申し添えます。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

(令和4年1月5日(令和4年1月19日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000883983.pdf>